

## ◆令和2年度（2020年度）道民意識調査

### I 調査の概要

#### 1 調査の目的

道政上の重要課題や主要施策に関しての世論調査を実施し、道民の道政に対する意向や意識の的確な把握に努めるとともに、政策形成に反映させることを目的とする。

#### 2 調査項目

- 1) 新型コロナウイルス感染症について
- 2) 受動喫煙防止対策について
- 3) 自転車の利活用について
- 4) エネルギーに関する意識について
- 5) 北海道の広報活動について
- 6) 人権について
- 7) 農業・農村の振興について

#### 3 調査の方法

- 1) 調査地域 北海道全域
- 2) 調査対象 道内に居住する満18歳以上の個人
- 3) 標本数 1,500 サンプル
- 4) 地点数 150 地点
- 5) 抽出方法 層化二段無作為抽出法
- 6) 調査方法 郵送配付、郵送回収及びw e b（スマホ）による回答
- 7) 調査期間 令和2年（2020年）9月

#### 4 調査実施機関

昇寿チャート株式会社

#### 5 調査回収状況

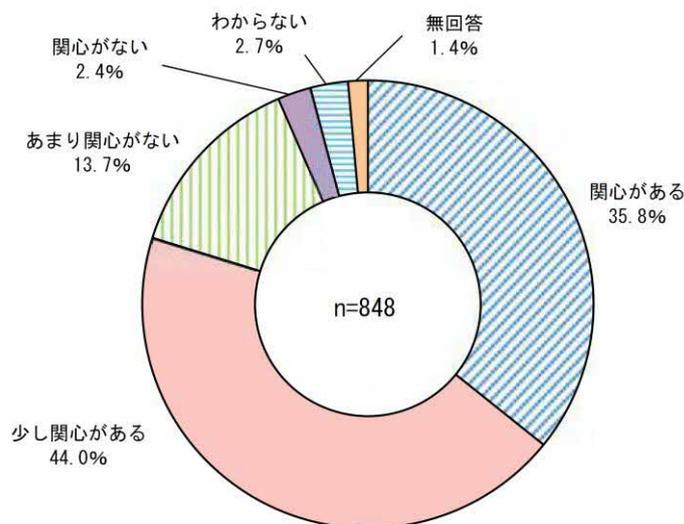
標本数 1,500

有効回収数（率） 848（56.5%）

# ◆令和2年度（2020年度）道民意識調査

## Ⅱ 設問及び調査結果

問1 あなたは、今、「人権」や差別問題に関心を持っていますか。  
次の中から1つだけお選びください。



### 【全体】

「少し関心がある」(44.0%)と答えた方の割合が最も高く、次いで「関心がある」(35.8%)、「あまり関心がない」(13.7%)の順となっている。

### 【圏域別】

「少し関心がある」については、オホーツク連携地域(60.5%)が最も割合が高く、次いで道南連携地域(44.9%)となっている。「関心がある」については、道南連携地域(37.7%)が最も割合が高く、次いで道央広域連携地域(36.8%)となっている。

### 【人口規模別】

「少し関心がある」については、人口10万人未満の市(50.7%)が最も割合が高く、次いで人口10万人以上の市(48.6%)となっている。「関心がある」については、町村部(38.9%)が最も割合が高く、札幌市(38.4%)となっている。

### 【性別】

「少し関心がある」については、男性41.1%、女性47.3%となっており、「関心がある」については、男性35.5%、女性35.2%となっている。

### 【年代別】

「少し関心がある」については、40～49歳(46.9%)が最も割合が高く、次いで30～39歳(46.4%)となっている。「関心がある」については、70歳以上(56.4%)が最も割合が高く、次いで60～69歳(41.7%)となっている。

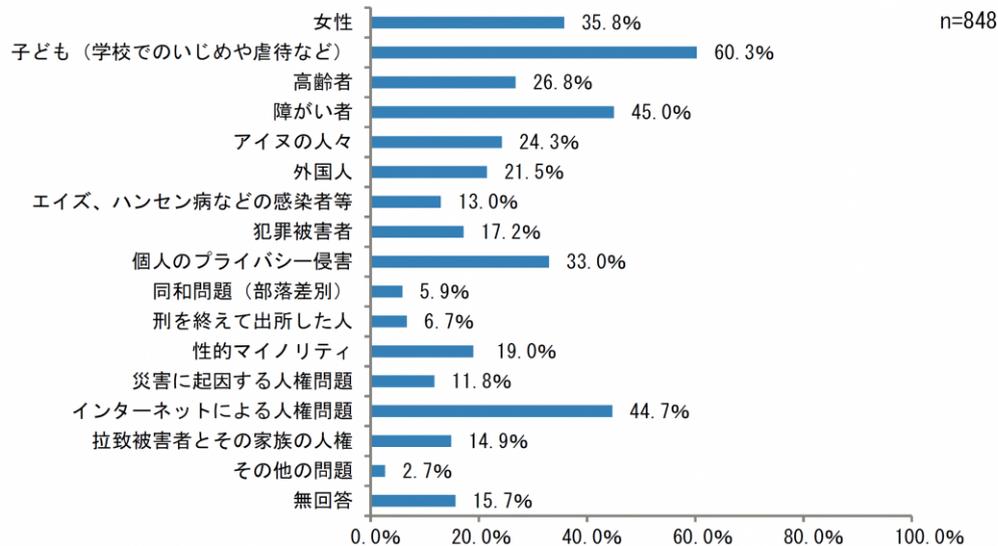
### 【職種別】

「少し関心がある」については、学生(50.0%)が最も割合が高く、次いで労務職系(49.7%)となっている。「関心がある」については、無職(50.6%)が最も割合が高く、次いで事務職系(39.6%)となっている。

### 【居住年数別】

「少し関心がある」については、1年未満(58.3%)が最も割合が高く、次いで10～20年未満(46.6%)となっている。「関心がある」については、1～5年未満(47.8%)が最も割合が高く、次いで5～10年未満(37.9%)となっている。

**問2 あなたが人権や差別問題について関心のあることはどのようなことですか。**  
**次の中からいくつでもお選びください。**



**【全体】**

「子ども（学校でのいじめや虐待など）」（60.3%）と答えた方の割合が最も高く、次いで「障がい者」（45.0%）、「インターネットによる人権問題」（44.7%）の順となっている。

**【圏域別】**

「子ども（学校でのいじめや虐待など）」については、道北連携地域（66.3%）が最も割合が高く、次いで道央広域連携地域（61.3%）となっている。「障がい者」については、道北連携地域（53.0%）が最も割合が高く、次いでオホーツク連携地域（51.2%）となっている。

**【人口規模別】**

「子ども（学校でのいじめや虐待など）」については、人口10万人未満の市（62.8%）が最も割合が高く、次いで人口10万人以上の市（62.0%）となっている。「障がい者」については、人口10万人以上の市（50.0%）が最も割合が高く、次いで町村部（46.3%）となっている。

**【性別】**

「子ども（学校でのいじめや虐待など）」については、男性57.0%、女性62.6%となっており、「障がい者」については、男性39.8%、女性48.6%となっている。

**【年代別】**

「子ども（学校でのいじめや虐待など）」については、70歳以上（76.4%）が最も割合が高く、次いで40～49歳（62.7%）となっている。「障がい者」については、70歳以上（60.0%）が最も割合が高く、次いで60～69歳（54.0%）となっている。

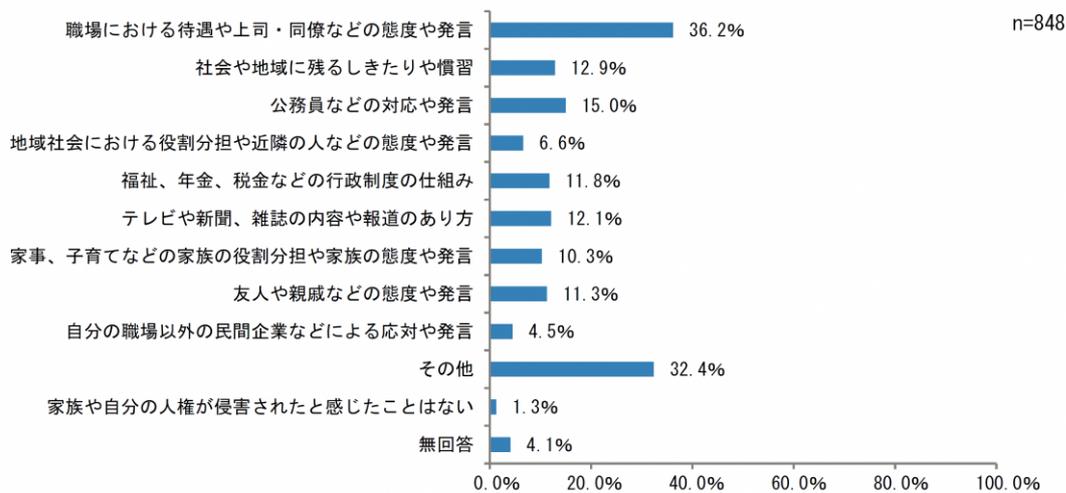
**【職種別】**

「子ども（学校でのいじめや虐待など）」については、主婦（70.7%）が最も割合が高く、次いで無職（66.7%）となっている。「障がい者」については、無職（58.6%）が最も割合が高く、次いで学生（50.0%）となっている。

**【居住年数別】**

「子ども（学校でのいじめや虐待など）」については、10～20年未満（67.8%）が最も割合が高く、次いで1年未満（66.7%）となっている。「障がい者」については、1年未満（50.0%）が最も割合が高く、次いで20年以上（45.6%）となっている。

**問3 あなたは、いままでに家族や自己的人権が侵害されたと感じたのはどんなことですか。  
次の中から3つまでお選びください。**



**【全体】**

「職場における待遇や上司・同僚などの態度や発言」(36.2%)と答えた方の割合が最も高く、次いで「その他」(32.4%)、「公務員などの対応や発言」(15.0%)の順となっている。

**【圏域別】**

「職場における待遇や上司・同僚などの態度や発言」については、道北連携地域(44.6%)が最も割合が高く、次いで釧路・根室連携地域(42.9%)となっている。「その他」については、道南連携地域(36.2%)が最も割合が高く、次いで釧路・根室連携地域(34.7%)となっている。

**【人口規模別】**

「職場における待遇や上司・同僚などの態度や発言」については、町村部(42.3%)が最も割合が高く、次いで人口10万人以上の市(39.4%)となっている。「その他」については、札幌市(36.6%)が最も割合が高く、次いで人口10万人以上の市(33.7%)となっている。

**【性別】**

「職場における待遇や上司・同僚などの態度や発言」については、男性30.9%、女性40.4%となっており、「その他」については、男性38.2%、女性29.0%となっている。

**【年代別】**

「職場における待遇や上司・同僚などの態度や発言」については、30～39歳(44.2%)が最も割合が高く、次いで40～49歳(39.7%)となっている。「その他」については、60～69歳(39.3%)が最も割合が高く、次いで70歳以上(38.2%)となっている。

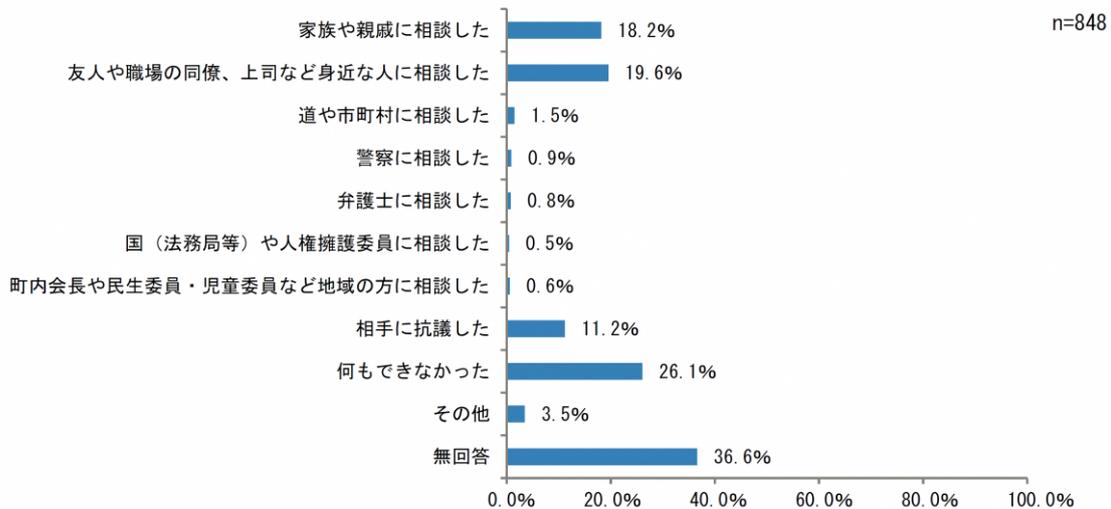
**【職種別】**

「職場における待遇や上司・同僚などの態度や発言」については、自由業(43.5%)が最も割合が高く、次いでその他(42.4%)となっている。「その他」については、学生(43.8%)が最も割合が高く、次いで自由業(43.5%)となっている。

**【居住年数別】**

「職場における待遇や上司・同僚などの態度や発言」については、1年未満(66.7%)が最も割合が高く、次いで5～10年未満(45.5%)となっている。「その他」については、1～5年未満(39.1%)が最も割合が高く、次いで20年以上(33.3%)となっている。

**問4 その際、どのような対応をしましたか。**  
**次の中からいくつでもお選びください。**



**【全体】**

「何もできなかった」(26.1%)と答えた方の割合が最も高く、次いで「友人や職場の同僚、上司など身近な人に相談した」(19.6%)、「家族や親戚に相談した」(18.2%)の順となっている。

**【圏域別】**

「何もできなかった」については、オホーツク連携地域(32.6%)が最も割合が高く、次いで十勝連携地域(27.8%)となっている。「友人や職場の同僚、上司など身近な人に相談した」については、オホーツク連携地域(25.6%)が最も割合が高く、次いで道南連携地域(24.6%)となっている。

**【人口規模別】**

「何もできなかった」については、町村部(28.2%)が最も割合が高く、次いで人口10万人以上の市(26.0%)となっている。「友人や職場の同僚、上司など身近な人に相談した」については、町村部(27.5%)が最も割合が高く、次いで人口10万人以上の市(21.6%)となっている。

**【性別】**

「何もできなかった」については、男性22.3%、女性29.2%となっており、「友人や職場の同僚、上司など身近な人に相談した」については、男性18.3%、女性20.7%となっている。

**【年代別】**

「何もできなかった」については、18～29歳(29.3%)が最も割合が高く、次いで30～39歳(29.0%)となっている。「友人や職場の同僚、上司など身近な人に相談した」については、70歳以上(23.6%)が最も割合が高く、次いで30～39歳(21.7%)となっている。

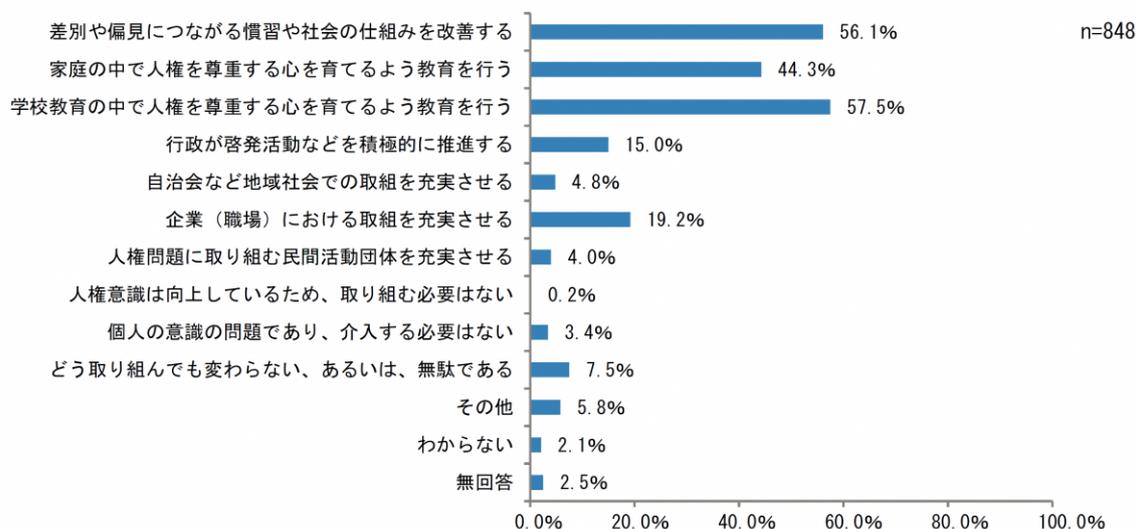
**【職種別】**

「何もできなかった」については、労務職系(29.3%)が最も割合が高く、次いで自営業(商工サービス業)(28.3%)となっている。「友人や職場の同僚、上司など身近な人に相談した」については、自由業(30.4%)が最も割合が高く、次いで労務職系(24.2%)となっている。

**【居住年数別】**

「何もできなかった」については、1～5年未満(30.4%)が最も割合が高く、次いで10～20年未満(26.3%)となっている。「友人や職場の同僚、上司など身近な人に相談した」については、1年未満(58.3%)が最も割合が高く、次いで20年以上(20.3%)となっている。

**問5 あなたは、人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるためには、社会では今後どのようなことを行えばよいと思いますか。次の中から3つまでお選びください。**



**【全体】**

「学校教育の中で人権を尊重する心を育てるよう教育を行う」（57.5%）と答えた方の割合が最も高く、次いで「差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善する」（56.1%）、「家庭の中で人権を尊重する心を育てるよう教育を行う」（44.3%）の順となっている。

**【圏域別】**

「学校教育の中で人権を尊重する心を育てるよう教育を行う」については、十勝連携地域（64.8%）が最も割合が高く、次いで道北連携地域（59.0%）となっている。「差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善する」については、道南連携地域（63.8%）が最も割合が高く、次いでオホーツク連携地域（60.5%）となっている。

**【人口規模別】**

「学校教育の中で人権を尊重する心を育てるよう教育を行う」については、町村部（59.7%）が最も割合が高く、次いで札幌市（59.2%）となっている。「差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善する」については、人口10万人以上の市（61.5%）が最も割合が高く、次いで札幌市（56.5%）となっている。

**【性別】**

「学校教育の中で人権を尊重する心を育てるよう教育を行う」については、男性58.9%、女性56.0%となっており、「差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善する」については、男性56.2%、女性56.0%となっている。

**【年代別】**

「学校教育の中で人権を尊重する心を育てるよう教育を行う」については、70歳以上（70.9%）が最も割合が高く、次いで50～59歳（60.2%）となっている。「差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善する」については、70歳以上（61.8%）が最も割合が高く、次いで18～29歳（61.0%）となっている。

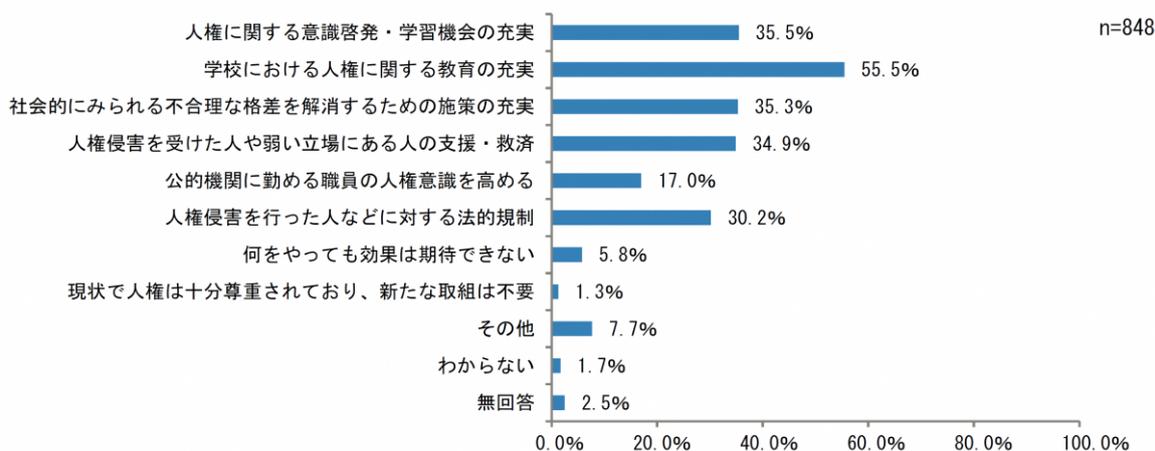
**【職種別】**

「学校教育の中で人権を尊重する心を育てるよう教育を行う」については、学生（62.5%）が最も割合が高く、次いで事務職系（62.0%）となっている。「差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善する」については、無職（64.4%）が最も割合が高く、次いで労務職系（60.5%）となっている。

**【居住年数別】**

「学校教育の中で人権を尊重する心を育てるよう教育を行う」については、1年未満（66.7%）が最も割合が高く、次いで10～20年未満（66.1%）となっている。「差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善する」については、1年未満（83.3%）が最も割合が高く、次いで1～5年未満（69.6%）となっている。

**問6 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、行政の政策としてどのような取組が必要だと思いますか。次の中から3つまでお選びください。**



**【全体】**

「学校における人権に関する教育の充実」(55.5%)と答えた方の割合が最も高く、次いで「人権に関する意識啓発・学習機会の充実」(35.5%)、「社会的にみられる不合理な格差を解消するための施策の充実」(35.3%)の順となっている。

**【圏域別】**

「学校における人権に関する教育の充実」については、オホーツク連携地域(65.1%)で最も割合が高く、次いで道南連携地域(56.5%)となっている。「人権に関する意識啓発・学習機会の充実」については、道南連携地域(44.9%)が最も割合が高く、次いで道央広域連携地域(36.3%)となっている。

**【人口規模別】**

「学校における人権に関する教育の充実」については、札幌市(59.2%)が最も割合が高く、次いで町村部(57.0%)となっている。「人権に関する意識啓発・学習機会の充実」については、人口10万人以上の市(38.0%)が最も割合が高く、次いで札幌市(36.9%)となっている。

**【性別】**

「学校における人権に関する教育の充実」については、男性55.6%、女性54.5%となっており、「人権に関する意識啓発・学習機会の充実」については、男性34.7%、女性36.3%となっている。

**【年代別】**

「学校における人権に関する教育の充実」については、70歳以上(63.6%)が最も割合が高く、次いで50～59歳(59.2%)となっている。「人権に関する意識啓発・学習機会の充実」については、70歳以上(41.8%)が最も割合が高く、次いで60～69歳(36.8%)となっている。

**【職種別】**

「学校における人権に関する教育の充実」については、自由業(65.2%)が最も割合が高く、次いで学生(62.5%)となっている。「人権に関する意識啓発・学習機会の充実」については、自由業(52.2%)が最も割合が高く、次いで自営業(商工サービス業)(41.3%)となっている。

**【居住年数別】**

「学校における人権に関する教育の充実」については、1年未満(75.0%)が最も割合が高く、次いで1～5年未満(60.9%)となっている。「人権に関する意識啓発・学習機会の充実」については、1年未満(50.0%)が最も割合が高く、次いで10～20年未満(37.3%)となっている。

## ◆これまでの経緯

### 1 女性

	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き
昭和 47 年 (1972 年)		7 月 「男女雇用機会均等法」施行	
昭和 50 年 (1975 年)	「国際婦人年」 12 月 国連婦人の十年 (’76-’85)決定		
昭和 51 年 (1976 年)	「国際婦人の 10 年」		
昭和 53 年 (1978 年)			4 月 「北海道婦人行動計画」策定
昭和 54 年 (1979 年)	12 月 「女子差別撤廃条約」 採択		
昭和 60 年 (1985 年)		6 月 「女子差別撤廃条約」批准	
昭和 62 年 (1987 年)			4 月 「北海道女性の自立プラン」策定
平成 9 年 (1997 年)			3 月 「北海道男女共同参画プラン」策定
平成 11 年 (1999 年)		6 月 「男女共同参画社会基本法」施行	
平成 12 年 (2000 年)		11 月 「ストーカー規制法」施行 12 月 「男女共同参画基本計画」策定	
平成 13 年 (2001 年)		10 月 「配偶者暴力防止法」施行	4 月 「北海道男女平等参画推進条例」施行
平成 14 年 (2002 年)			3 月 「北海道男女平等参画基本計画」策定
平成 15 年 (2003 年)			
平成 16 年 (2004 年)		12 月 同法に基づく基本方針の策定	
平成 17 年 (2005 年)		12 月 「第 2 次男女共同参画基本計画」 策定	
平成 18 年 (2006 年)			3 月 「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に 関する基本計画」策定
平成 20 年 (2008 年)			3 月 「第 2 次北海道男女平等参画基本計画」策定
平成 21 年 (2009 年)		4 月 「次世代育成支援対策推進法」施 行	3 月 「第 2 次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・ 支援に感ずる基本計画」策定
平成 22 年 (2010 年)		12 月 「第 3 次男女共同参画基本計画」 策定	
平成 24 年 (2011 年)		6 月 「「女性の活躍促進による経済活性化」 行動計画」策定	
平成 26 年 (2014 年)			7 月 「第 3 次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護 等・支援に関する基本計画」策定
平成 27 年 (2015 年)		9 月 「女性活躍推進法」施行 12 月 「第 4 次男女共同参画基本計画」 策定	
平成 28 年 (2016 年)			3 月 「北海道女性活躍推進計画」策定
平成 30 年 (2018 年)		5 月 「政治分野における男女共同参画 の推進に関する法律」施行	3 月 「第 3 次北海道男女平等参画基本計画」策定
平成 31 年 (2019 年)			3 月 「第 4 次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び 支援等に関する基本計画」策定

## 2 子ども

	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き
昭和 23 年 (1948 年)		11 月 「児童福祉法」施行	
昭和 24 年 (1949 年)		1 月 「少年法」施行	
昭和 26 年 (1951 年)		5 月 「児童憲章」制定	
昭和 30 年 (1955 年)			6 月 「北海道青少年健全育成条例」施行
昭和 34 年 (1959 年)	11 月 「児童の権利に関する宣言」採択		
昭和 54 年 (1979 年)	「国際児童年」		
平成元年 (1989 年)	11 月 「児童の権利に関する条約」採択		
平成 6 年 (1994 年)		12 月 「児童の権利に関する条約」批准 12 月 「エンゼルプラン」策定	
平成 9 年 (1997 年)			2 月 「北海道エンゼルプラン」策定
平成 10 年 (1998 年)			「北海道青少年健全育成推進方策」策定
平成 11 年 (1999 年)		11 月 「児童買春・児童ポルノ禁止法」施行 12 月 「新エンゼルプラン」策定	
平成 12 年 (2000 年)		11 月 「児童虐待防止法」施行	
平成 15 年 (2003 年)		7 月 「次世代育成支援対策推進法」施行 9 月 「出会い系サイト規制法」施行	
平成 16 年 (2004 年)		6 月 「人権教育の指導方法等の在り方について」第一次とりまとめ	10 月 「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」施行
平成 17 年 (2005 年)			3 月 「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」策定
平成 18 年 (2006 年)		1 月 「人権教育の指導方法等の在り方について」第二次とりまとめ	
平成 20 年 (2008 年)		3 月 「人権教育の指導方法等の在り方について」第三次とりまとめ	3 月 「北海道青少年健全育成基本計画(どさんこユースプラン)」策定
平成 22 年 (2010 年)		4 月 「子ども・若者育成支援推進法」施行	3 月 「第 2 期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」策定
平成 25 年 (2013 年)		12 月 「いじめ防止対策推進法」施行	
平成 26 年 (2014 年)		1 月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行	
平成 27 年 (2015 年)			3 月 「第 3 期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」策定 12 月 「子どもの貧困対策」策定
平成 29 年 (2017 年)		1 月 改正「児童福祉法・児童虐待防止法」施行 8 月 「新しい社会的養育ビジョン」策定	
令和元年 (2019 年)		9 月 改正「子どもの貧困対策推進法」施行	
令和 2 年 (2020 年)			3 月 「第 2 次北海道青少年健全育成基本計画」策定 3 月 「第 2 期北海道子どもの貧困対策推進計画」策定 3 月 「第 4 期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」策定

### 3 高齢者

	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き
昭和 46 年 (1971 年)		10 月 「中高年齢者雇用促進特措法」施行	
昭和 57 年 (1982 年)	6 月 「高齢化に関する世界会議」開催 8 月 「高齢化に関する国際行動計画」採択		
昭和 60 年 (1985 年)		10 月 改正「高年齢者雇用安定法」施行	
平成元年 (1989 年)		12 月 「高齢者保健福祉推進10か年戦略」(ゴールドプラン)策定	
平成 3 年 (1991 年)	12 月 「高齢者のための国連計画」採択		
平成 4 年 (1992 年)	10 月 「高齢化に関する宣言」採択		
平成 5 年 (1993 年)			3 月 「北海道高齢者保健福祉計画」策定
平成 6 年 (1994 年)		9 月 「ハートビル法」施行 12 月 「新ゴールドプラン」策定	
平成 7 年 (1995 年)		12 月 「高齢社会対策基本法」施行	
平成 11 年 (1999 年)	「国際高齢者年」	12 月 「ゴールドプラン21」策定	
平成 12 年 (2000 年)		4 月 「介護保険法」施行 11 月 「交通バリアフリー法」施行	3 月 「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」策定
平成 14 年 (2002 年)	4 月 「第2回高齢化に関する世界会議」開催		
平成 15 年 (2003 年)			3 月 「第 2 期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」策定
平成 18 年 (2006 年)		4 月 「高齢者虐待防止法」施行 12 月 「バリアフリー新法」施行	3 月 「第 3 期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」策定
平成 21 年 (2009 年)			3 月 「第 4 期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」策定
平成 24 年 (2012 年)			3 月 「第 5 期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」策定
平成 27 年 (2015 年)			3 月 「第 6 期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」策定
平成 30 年 (2018 年)			3 月 「第 7 期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」策定
令和 3 年 (2021 年)			3 月 「第 8 期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」策定

## 4 障がい者

	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き
昭和 35 年 (1960 年)		7 月 「身体障害者雇用促進法」施行	
昭和 45 年 (1970 年)		5 月 「心身障害者対策基本法」施行	
昭和 56 年 (1981 年)	「国際障害者年」		
昭和 57 年 (1982 年)		3 月 「障害者対策に関する長期計画」策定	「障害者に関する北海道行動計画」策定
昭和 58 年 (1983 年)	「国連・障害者の 10 年」		
昭和 62 年 (1987 年)		6 月 「障害者対策に関する長期計画後期重点施策」策定	
平成 5 年 (1993 年)	「アジア太平洋障害者の 10 年」	3 月「障害者対策に関する新長期計画」策定 12 月 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正	2 月 「障害者に関する新北海道行動計画」策定
平成 6 年 (1994 年)		9 月 「ハートビル法」施行	
平成 7 年 (1995 年)		12 月 「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」策定	
平成 10 年 (1998 年)			3 月 「北海道障害者プラン」策定 4 月 「北海道福祉のまちづくり条例」施行
平成 12 年 (2000 年)		11 月 「交通バリアフリー法」施行	
平成 14 年 (2002 年)		12 月 「第 2 次障害者基本計画」策定 12 月 「重点施策実施5か年計画」策定	
平成 15 年 (2003 年)	「第 2 次アジア太平洋障害者の 10 年」		3 月 「北海道障害者基本計画」策定
平成 17 年 (2005 年)		4 月 「発達障害者支援法」施行	
平成 18 年 (2006 年)	12 月 「障害者の権利に関する条約」採択	4 月 「障害者自立支援法」施行 12 月 「バリアフリー新法」施行	3 月 「北海道障がい福祉計画」策定
平成 19 年 (2007 年)		9 月 「障害者の権利に関する条約」署名 12 月 「重点施策実施 5 か年計画」	
平成 20 年 (2008 年)	5 月 「障害者の権利に関する条約」発効		
平成 21 年 (2009 年)			3 月 「第 2 期北海道障がい福祉計画」策定
平成 22 年 (2010 年)			4 月 「北海道障がい者条例」施行 4 月 「障がい者就労支援推進委員会」、「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」、「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」設置
平成 24 年 (2012 年)		10 月 「障害者虐待防止法」施行	3 月 「第 3 期北海道障がい福祉計画」策定
平成 25 年 (2013 年)		4 月 「障害者総合支援法」施行 9 月 「第 3 次障害者基本計画」	3 月 「第 2 期北海道障がい者基本計画」策定
平成 26 年 (2014 年)		2 月 「障害者の権利に関する条約」発効	
平成 27 年 (2015 年)			3 月 「第 4 期北海道障がい福祉計画」策定
平成 28 年 (2016 年)		4 月 「障害者差別解消法」施行	
平成 30 年 (2018 年)		3 月 「第 4 次障害者基本計画」	4 月 「意思疎通支援条例」施行 4 月 「手話言語条例」施行 3 月 「第 5 期北海道障がい福祉計画」策定
令和 3 年 (2021 年)			3 月 「第 6 期北海道障がい福祉計画」策定

## 5 アイヌの人たち

	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き
明治2年 (1869年)		7月 開拓使を設置 8月 蝦夷地を北海道と改称	
明治32年 (1899年)		4月 「北海道旧土人保護法」施行	
昭和38年 (1963年)	11月 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する宣言」採択		
昭和40年 (1965年)	12月 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択		
昭和48年 (1973年)			9月 「北海道ウタリ福祉対策」策定
昭和56年 (1981年)			8月 「第2次北海道ウタリ福祉対策」策定
昭和57年 (1982年)	8月 国連人権委員会の差別防止・少数者保護小委員会に先住民作業部会を設ける		
昭和63年 (1988年)			2月 「第3次北海道ウタリ福祉対策」策定
平成7年 (1995年)			2月 「第4次北海道ウタリ福祉対策」策定
平成9年 (1997年)		7月 「アイヌ文化振興法」施行	3月 札幌地裁・二風谷ダム建設差し止め訴訟判決において、アイヌ民族を先住民族と認める
平成11年 (1999年)			3月 「アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画」策定
平成14年 (2002年)			4月 「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」策定
平成19年 (2007年)	9月 「先住民族の権利に関する国連宣言」採択		
平成20年 (2008年)		6月 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択	7月 「第2次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」策定
平成27年 (2015年)			7月 「第3次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」策定
令和元年 (2019年)		5月 「アイヌ施策推進法」施行	10月 「北海道におけるアイヌ施策を推進するための方針」策定
令和2年 (2020年)		7月 「民族共生象徴空間(ウポポイ)」開設	
令和3年 (2021年)			3月 「北海道アイヌ施策推進方策」策定

## 6 外国人

	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き
昭和 26 年 (1951 年)	7 月 「難民の地位に関する条約」採択	11 月 「出入国管理令」施行	
昭和 27 年 (1952 年)		4 月 「外国人登録法」施行	
昭和 40 年 (1965 年)	12 月 「人種差別撤廃条約」採択		
昭和 41 年 (1966 年)	12 月 「国際人権規約」採択		
昭和 42 年 (1967 年)	10 月 「難民の地位に関する条約」発効		
昭和 44 年 (1969 年)	1 月 「人種差別撤廃条約」発効		
昭和 51 年 (1976 年)	3 月 「国際人権規約」発効		
昭和 53 年 (1978 年)		最高裁判所が「基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象にしていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ」との認識を示す	
昭和 54 年 (1979 年)		9 月 「国際人権規約」批准	
昭和 57 年 (1982 年)		1 月 「難民条約」発効 1 月 改正「入管法」施行	
平成 2 年 (1990 年)	12 月 「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択		
平成 7 年 (1995 年)		12 月 「人種差別撤廃条約」批准	
平成 10 年 (1998 年)			4 月 「国際化の推進方策」策定
平成 18 年 (2006 年)			3 月 「北海道国際化推進指針」策定
平成 23 年 (2011 年)			3 月 新たな「北海道国際化推進指針」策定
平成 24 年 (2012 年)		7 月 「外国人登録法」廃止	
平成 28 年 (2016 年)		6 月 「ヘイトスピーチ解消法」施行	
平成 29 年 (2017 年)		11 月 「外国人技能実習生保護法」施行	12 月 「北海道グローバル戦略」策定
平成 30 年 (2018 年)		12 月 「入管法」改正、新たな在留資格制度を創設	
令和元年 (2019 年)			3 月 「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」策定

## 7 HIV・ハンセン病等の感染者等

	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き
明治 40 年 (1907 年)		3 月 「癩予防ニ関スル件」施行	
昭和 6 年 (1931 年)		3 月 「癩予防法」施行、すべての患者の強制 隔離政策開始	
昭和 28 年 (1953 年)		8 月 改正「らい予防法」施行	
昭和 63 年 (1988 年)	毎年 12 月 1 日を「世界エイズ デー」と定める		
平成元年 (1989 年)		2 月 「エイズ予防法」施行	
平成 8 年 (1996 年)	「HIV 及びエイズと人権に関す るガイドライン」採択	3 月 HIV 薬害訴訟和解 4 月 「らい予防法」廃止	
平成 11 年 (1999 年)		4 月 「感染症法」施行、「エイズ予防法」廃止	
平成 12 年 (2000 年)			3 月 「北海道感染症予防計画」策定
平成 13 年 (2001 年)		5 月 熊本地裁・ハンセン病国家賠償請求 訴訟判決で原告勝訴 5 月 上記判決に対し、国は控訴を断念 6 月 「ハンセン病療養所入所者等に対する 補償金の支給等に関する法律」施行	
平成 16 年 (2004 年)			7 月 「改訂版北海道感染症予防計画」策定
平成 18 年 (2006 年)			2 月 「第 3 版北海道感染症予防計画」策定
平成 20 年 (2008 年)			3 月 「第 4 版北海道感染症予防計画」策定
平成 21 年 (2009 年)		4 月 「ハンセン病問題解決促進法」施行	
平成 22 年 (2010 年)			4 月 「北海道ハンセン病問題を検証する会議」設 置
平成 23 年 (2011 年)			6 月 「北海道ハンセン病問題検証報告書」取りま とめ
平成 30 年 (2018 年)			3 月 「第 5 版北海道感染症予防計画」策定
令和元年 (2019 年)		6 月 熊本地裁・ハンセン病家族国家賠償請 求訴訟判決で原告勝訴 7 月 上記判決に対し、国は控訴を断念	

## ◆用語解説

よみ	用語	解説
あ	アクティブシニア	元気で就労の意欲にあふれ、豊かな経験と知恵をもっている高齢者のこと。
い	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
い	インフォームドコンセント	医師が患者に対し、病状や受ける治療内容の方法、効果、危険性などについて、必要な説明を行い、患者の同意を得た上で治療等を行うこと。
え	SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士、近隣地域の住民が集まったり、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えている。
え	エイズ(AIDS)	ヒト免疫不全ウイルス(HIV)によって起こる疾患。正確には「後天性免疫不全症候群」といい、生きていくために必要な身体の抵抗力(免疫)が壊されて免疫機能が働かなくなる病気である。
え	HIV感染症	ヒト免疫不全ウイルスによる感染症で、感染してから10年前後でエイズを発症する人が多いといわれている。万一感染しても、医学の進歩によりエイズの発症を遅らせることが可能となってきている。
え	えせ同和行為	同和問題はこわい問題であるという人々の誤った意識に乘じ、同和問題を口実にして企業などに不当な利益や義務のないことを求める行為。
え	NPO	「Non Profit Organization」の略で、民間非営利団体と訳される。さまざまな営利を目的としない活動を行う、行政から独立した民間の組織のこと。ボランティア活動が個人の活動を基本とするのに対し、NPOは組織的な活動が基本となる。
か	カスタマー・ハラスメント(カスハラ)	顧客が従業員に威圧的な言動や理不尽な要求を突きつける行為。
こ	合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること。(例:手話、点字、拡大文字、筆談、介助者など)
こ	国際人権規約	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」、自由権規約の議定書から構成される。日本は昭和54年(1979年)に批准。
し	児童の権利に関する条約	平成元年(1989年)11月に国連総会で採択された条約。世界の多

		くの児童が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもの。日本は平成6年(1994年)に批准。
し	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を気づこうとする全国的な運動。
し	障害者差別解消法	平成28年(2016年)4月施行。「障害者基本法」の基本的な理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。
し	障害者権利条約	平成18年(2006年)12月に国連総会で採択された条約。障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。日本は2014年(平成26年)に批准。
し	女子差別撤廃条約	昭和54年(1979年)の国連総会で採択された条約。すべての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきであるとした条約。日本は昭和60年(1985年)に批准。
し	ジェンダー	男女の生物学的な性別(セックス)ではなく、「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった、社会的、文化的につくられた性、性別、性差をいう。したがって、ジェンダーの内容は、時代や社会、文化により左右される。
し	人権擁護委員	人権擁護委員法に基づき、市町村長の推薦により法務大臣が委嘱する民間ボランティア。国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命としている。
し	人種差別撤廃条約	昭和40年(1965年)12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容としている。日本は平成7年(1995年)に批准。
す	スクールカウンセラー	いじめや不登校など、さまざまな悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応するために学校に配置される、臨床心理士などの資格を有する専門家。教師や保護者に対して助言や支援も行う。
す	スクールソーシャルワーカー	児童生徒が抱える問題を解決するため、関係機関等と連携して課題解決を支援する専門家。教育分野に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を持っている。
せ	性自認	自分の性をどのように認識しているかを示す概念。「こころの性」とも言われる。
せ	性的指向	人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念。同性愛(ホモセクシャル)や、両性愛(バイセクシャル)などを含む。

		<p>WHO(世界保健機関)はかつて、同性愛を治療対象となる「障害」としていたが平成2年(1990年)にこれを削除し、「障害」ではないとした。</p> <p>Sexual Orientation(性的指向)、Gender Identity(性自認)の頭文字をつなげてSOGI(ソジ)ともいう。</p>
せ	性的マイノリティ	<p>性的少数者と訳され、同性愛者(Lesbian・女性の同性愛者、Gay・男性の同性愛者)だけではなく、両性愛者(Bisexual)、体の性と心の性に違和感がある人(Transgender)々の総称。頭文字をつなげてLGBTともいう。</p>
せ	性同一性障がい	<p>生物学的な性「からだの性」と性の自己認識「こころの性」が一致しない状態にあり、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、医学的知見からの診断を受けたもの。</p>
せ	成年後見制度	<p>認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な人を支援するための法律上の制度。家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人などから援助を受ける。</p>
せ	セクシュアル・ハラスメント	<p>相手の意に反した、性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。特に雇用の場においては、「相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、仕事を行う上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられている。</p>
ち	地域改善対策協議会意見具申	<p>総理府の附属機関として設置された地域改善対策協議会が政府に対して平成8年(1996)年に意見具申したもの。正式名称は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」。</p>
ち	地域包括ケアシステム	<p>高齢者や障がい者が可能な限り、住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に行う仕組み。</p>
ち	地域包括支援センター	<p>高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、総合相談や介護予防などの支援を行う機関。原則、市町村に1か所以上設置することとなっており、社会福祉士、保健師及び主任ケアマネージャーが配置される。</p>
て	伝統的生活空間(イオル)の再生	<p>アイヌ民族の生活を支えてきた自然環境を基盤として、これに伝統的な儀礼、口承文芸などの精神文化が一体となった、伝統的な暮らしの場を「イオル」と呼ぶ。</p> <p>伝統的生活空間(イオル)の再生とは、戦闘的アイヌ文化の総合的な保存・振興を図るため、こうしたかつてのアイヌの人たちの暮らしがイメージできる場を再現するとともに関連施設を整備しようとする構想。</p>
と	同和对策事業特別措置法	<p>同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職</p>

		業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44年(1969年)に制定された10年間の限時法。後に期限が3年間延長されたほか、3度にわたり特別措置法が制定された。
と	同和対策審議会答申	昭和40年(1965年)に提出した総理大臣の諮問「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に対する答申。「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と記され、その後の同和対策の指針となった。
と	ドメスティック・バイオレンス(DV)	夫や恋人など、親しい関係のパートナーから、妻や恋人に対して行われる身体的、性的及び精神的な家庭内暴力のこと。
に	ニューカマー	1980年代以降、アジア各地や中南米からたくさんの新渡来者を迎えた。これらの人々を、それまでの定住外国人と区別して呼ぶ表現。
に	認知症	日常生活支障が生じる程度にまで認知機能や記憶機能が低下した状態。アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭・側頭型認知症など、さまざまな要因があり、早期発見と症状に適した治療が重要である。
の	ノーマライゼーション	障がい者を特別視せず、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会がノーマルであるとの考え方。
は	場所請負制度	和人の特権商人たちが運上金(一種の営業税)を藩主や商場(アイヌの人たちと和人が交易を行う場所)の知行主(領主)に納めてアイヌの人たちとの交易や漁業経営を請負う制度。
は	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これらに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。社会性やコミュニケーション能力の問題等、障がいの困難さもある一方、優れた能力が発揮する場合もある。
は	ハンセン病	らい菌によって引き起こされる感染症で、感染しても今日では治療法が確立しており、早期発見、早期治療により比較的容易に完治することができる。
は	バリアフリー	障がいのある人や高齢者などが社会生活をしていく上で支障となるものを除去すること。(例:点字ブロック、車いす用スロープ、多機能トイレの設置)
は	パワー・ハラスメント(パワハラ)	職場のいじめ・嫌がらせを指し、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。
ふ	フィルタリング	不適切な言葉や画像、違法な情報などが含まれているホームページにアクセスできないようにすること。
へ	ヘイトスピーチ	特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由

		に、社会から追い出そうとしたり、差別や暴力行為を煽る言動や示威行為をいう。
ほ	法定雇用率	「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、国・地方公共団体および一般事業主に義務づけられた、障がいのある人の雇用率。
ま	マタニティ・ハラスメント(マタハラ)	職場において、妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が不利益な取扱いや、嫌がらせをする行為。
ゆ	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種、文化や言葉の違い等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう施設や製品を設計する考え方。
よ	要配慮者	「災害対策基本法」において、特に配慮を要する者と規定されている人。高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害を含む。)、難病患者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。そのうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方については「避難行動要支援者」と定められている。
り	隣保館	同和地区及びその周辺地域の住民を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる施設。生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っている。
わ	ワークショップ	参加者自身の知識や体験を持って、意見交換や共同作業に積極的・主体的に関わっていくスタイルの学習方法。
わ	ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。「仕事と生活の調和」ともいう。